

秋田県公報

目次

ページ

福知孝雄(ふくちこうじゅう)……………1
福知孝雄(ふくちこうじゅう)……………1

監査委員公告

監査結果公告第5号

平成16年12月15日付で提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年2月14日

秋田県監査委員	安杖正義
秋田県監査委員	菅原龍典
秋田県監査委員	山田昭郎
秋田県監査委員	小和夫

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成16年12月15日

2 請求人

秋田市榎山城南新町8番11号

秋田市仁井田本町二丁目16番6号

3 請求の要旨（原文）

鈴木正和
高橋京子

（1）知事他多数の県職員は、平成14年9月以降、県が出資する秋田空港ターミナルビル社長その他職員と飲食やゴルフ等を重ねたうえ、その費用についても同社から接待を受けてきたことが県民から批判を受けている。同社は、秋田県が

管理する空港に付帯する高度の公益性を持つ秋田空港ターミナルビルの運営等について独占的に業務を行うものであるから、秋田県が多額の出資をしている「行政補完型」の第3セクターである。例えば、ソウル便等への乗客増をめざす県の各種政策にしても、同社がその恩恵を受ける関係にあるように、同社の事業は県の国際交流政策や交通政策その他と密接な関係を持っている。

知事をはじめとした県職員が、このような関係にある同社社長らと高額かつ2次会を含めた飲食等を頻繁にくり返すことは県政をいぢりしく不透明にするものである。しかも、このような酒食宴会やゴルフ等で接待を受けるなどは県民の県政への信頼を大きく裏切るものであって、決して許されない。

（2）右ターミナルビルと関係の中で、別紙事実証明書（同社関係者の告発文書）によれば、知事は平成15年12月26日に同社関係者らと千葉県の富里G Cでゴルフを行ったとされ、知事は事実を認めている。同日は県庁の「仕事納め」の日である。一方、知事は前日25日に、秘書課職員（女性）を随行し「本省庁あいさつまわり」で東京に公務出張した。知事及び随行職員の右出張にかかる記録では同日に出発し、同日に帰着したとされている。

ところが、別紙事実証明書（県東京事務所の「自動車使用簿」）によれば、12月25日、知事ら乗せた公用車は「知事公用」として「羽田・霞ヶ関・成田」を11時から23時30分まで202km運行している。更に公用車は翌日26日に東京事務所課長が「連絡用務」と使用し、成田・東京間を12時45分から18時45分まで165km運行したことになっている。ちなみに、12月26日に秋田空港ビル関係者とゴルフをしたとされる富里G Cは、成田市のすぐ近くである。

25日の知事の公務は「省庁あいさつ」で終了し、その後の右ゴルフ参加全くの私用であるから、成田への公用車の運行が「知事公用」である筈はない。また、26日の公用車の運行も、その理由、時間が公務としてはきわめて不明確・不可解である。

従って、第一に、12月25日に知事ら2人が秋田へ帰着したとされる旅費の支出関係文書は虚偽記載の疑いがある。第二に、25日に成田へ「知事公用」で運行したという自動車使用簿も虚偽記載の疑いがある。第三に、26日の自動車使用簿「連絡用務」との記載も同様の疑念がある。以上の疑問は、結局のところ、26日の知事の富里G C行きを覆い隠すために行われたとの疑念に行き着く。

（3）知事ら2人は25日に「本省庁あいさつまわり」を目的に出張した。しかし、当日は本省庁の「仕事納め」の前日である。かかる時期に、いったいどのような「あいさつ」を「省庁」にする必要があったのだろうか。しかも、なぜか、知事ら2人に係る本件旅行命令（支出負担行為）は年末年始休暇後の翌16

年の1月7日に行われた。知事が相手のある省庁訪問を突然に行うことはあり得ないのに、何故に事前の旅行命令という正規の手続をとらなかったのであるうか。右の公務終了後に成田へ移動し、翌日にゴルフが行われたこと、更に知事は成田から海外に私用で出かけたこと、関係公文書に前記虚偽記載が行われたこと等とあわせれば、本件省庁訪問が、真に知事の職務遂行上の直接的必要性があったのかどうかについて重大な疑問を提起するものである。

(4) 知事の国土交通省訪問に随行した筈の前記秘書課職員の復命書には、「本省庁あいさつまわり」とあるのみで、訪問した省庁名も、相手先職名も、訪問時間も、職務の具体的内容もなら記載されていない。すると、秘書は何のために公費を使って随行したのであるうか。知事は何故に同秘書を随行させたのであるうか。本件秘書の随行は県の職務遂行上の直接的必要性があったかどうかについて重大な疑問がある。

(5) 秋田県は、本件に関し、知事ら2人の25日東京往復の航空運賃として計8万1200円及び随行職員の同日の給与、25・26日の公用車「成田」2回往復のために、東京事務所職員(運転手2名、課長1名)について給与並びに超過勤務手当等、右公用車の使用にともなう燃料代・高速道路料金その他、を支出した。

秋 田 県 公 報

しかし、前述のように、本件各支出は多数の虚偽記載によって行われたこと、本件出張及び公用車使用等は県の公務遂行上必要なものとは言えない。本件出張と連続して行われたゴルフや海外旅行の全体をみると、随行秘書及び東京事務所職員ら、更には公用車を私的に使用したことは明らかと思われる。

先には、公用車を使ってパチンコに興じた当時の副知事の乱脈・辞職事件もあった。食糧費問題の清算をかかげて登場した知事の行為に、かかる公私混同の疑念を持たざるを得ないことは一県民として残念である。しかし、県政トップの知事がかかる公私を混同し、県民の汗と血で納めた税金に対する感覚を失うことは、県政腐敗のもととなることは、同事件の最大の教訓であることを県民は忘れていない。知事に対し、猛省を求めて、本件住民監査請求を行うものである。

よって、本件各支出について監査し、違法・不当な支出について賠償を求め、報告をおこなうよう請求する。

4 請求の要件審査
本件請求について、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施
1 監査の対象事項

平成15年12月25日から26日における知事及び職員の東京出張に関し、旅費、職員の給与並びに公用車の使用による燃料費等の支出について、違法又は不当な公金の支出があったかどうか。

2 監査対象課

秘書課
人事課
東京事務所

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成17年1月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から1月12日新たな証拠の提出があったが、陳述はなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 年末における知事の省庁訪問について
年末における知事の省庁訪問は毎年行っており、平成13年は12月21日から22日にかけて、14年は12月20日に、15年は12月25日に、16年は12月22日にそれぞれ実施している。

(2) 平成15年12月25日の東京出張について
知事及び秘書職員は、当日秋田空港発11時20分のANA874便で上京し、午後2時30分に国土交通省街路課長を訪問し、その後、大臣官房審議官、大臣官房技術審議官、同省顧問の順に訪問し午後4時過ぎに終了している。

省庁訪問終了後、知事は東京事務所に戻り、同日都内で午後2時から午後3時30分まで開催され、東京事務所長が出席した国土開発幹線自動車道建設会議について、知事コメントを作成している。

なお、秘書職員はこの後、随行していない。
これらの用務終了後、知事は都内で夕食を取り、宿泊先である千葉県成田市内の宿舎に移動している。

(3) 翌26日以降の日程について
12月26日知事は休暇となっており、航空関係者とゴルフをした後、午後5時に成田空港からカナダ旅行に出発した。なお、平成16年1月2日に航空機で帰県している。

秘書職員も26日は休暇となっており、12月27日に航空機で帰県している。

(4) 知事及び職員の給与及び旅費の支出について
ア 支給される給与及び旅費の支出の根拠
知事については、知事等の給与および旅費に関する条例(昭和31年10月15

日秋田県条例第33号)の規定により、給与(給料、期末手当、寒冷地手当)及び旅費が支給されている。

職員については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年4月1日秋田県条例第22号。)及び職員等の旅費に関する条例(昭和28年10月9日秋田県条例第63号。以下「旅費条例」という。)の規定により給与(給料、諸手当)及び旅費が支給されている。

イ 公用車を使用した場合の旅費の支給

(ア) 知事の場合
知事等の給与および旅費に関する条例第12条の規定により、知事に対する旅費の支給方法は職員の給与と条例の適用を受ける職員の例によるものとされている。

旅費条例第3条第1項では、「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。」と規定されているが、秋田県旅費支給規則(昭和28年11月9日秋田県規則第63号)第13条第2号では、「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することと規定されていない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料の全額を支給しないものとする。」と規定されている。したがって、知事が公用車を使用して、日帰りで旅行した場合、旅費は支給されないこととなっている。

よって、知事に対し公用車使用に係る部分の旅費は支給されない。

(イ) 職員の場合
職員に対しては、旅費条例及び秋田県旅費支給規則が適用されるので、公用車を使用して、日帰りで旅行した場合、旅費は支給されないこととなっている。

よって、職員に対し公用車使用に係る部分の旅費は支給されない。

ウ 出張中に休暇を取得した場合の旅費支給について
出張中の年次休暇を取得した場合の旅行命令については、時間外勤務命令・旅行命令等の取扱いについて(平成10年7月27日人 1343総務部長通知平成14年3月29日人 2460一部改正)の1により出張中に休暇をはさんだ場合でも、当初の旅行命令は有効であるとともに、休暇中は旅行命令に従う必要はないと規定している。

また、旅費の支給については、「職員等の旅費に関する条例の運用について」(昭和42年4月11日人 239総務部長通知平成14年3月26日人 2381一部改正)第5条関係3により出張中に年次休暇を取得しても原則的に旅費

に関して、往復支給されるものと規定している。

エ 旅行命令について

知事及び秘書職員の今回の旅行命令については、平成15年12月22日に行われている。

オ 支出負担行為について

知事の支出負担行為については、出張後の平成16年1月7日に発議・決裁している。

なお、秘書職員については、出張前の平成15年12月24日に発議・決裁している。

カ 旅費の支給額について

知事には東京往復日帰り分として40,600円が平成16年1月16日に支給されている。

秘書職員には東京往復日帰り分として33,110円が平成16年1月13日に支給されている。

キ 復命について

復命管理簿への記載により復命している。

(5) 東京事務所配置の公用車について

ア 公用車の運行について

公用車の運行にあたっては、「秋田県公用自動車運行管理規程」に基づき、運行管理者である東京事務所長が運行を命じている。運行命令は、使用者名、使用年月日及び時間、用途、用途地等を記載した「自動車使用簿」により使用承認と併せて行うとともに、運行完了後、運転者から走行キロ数、給油数量その他必要な事項について報告を受けている。

イ 運行状況について

平成15年12月25日の公用車の運行状況は、知事を迎えるため羽田空港に向いた後、宿泊先の成田市内まで知事の送迎に使用されている。

翌26日は、知事が成田空港からカナダ旅行に出発する予定があり、東京事務所総務課長が公用車を使用し東京事務所と成田空港を往復している。

ウ 公用車の配置状況について

東京事務所には、ニッサン・シーマ(品川3000む3930)、ニッサン・セドリック(品川34や795)の2台が配置されている。

エ 平成15年12月25日及び26日の走行距離について

25日の走行距離は羽田・霞ヶ関・成田の経路で202kmとなっており、使用された公用車は品川3000む3930である。

26日の走行距離は成田空港往復で165kmとなっており、使用された公用車

は品川34や795である。
 才 燃料費等の支出について

東京事務所公用車2台分における平成15年12月分の燃料費は30844円となっており、平成16年1月27日に支払われている。

高速道路の利用料金については、習志野・成田往復の25日分として3,100円、26日分として3,300円などが支払われている。

26日分の成田空港での駐車料金として1,250円が支払われている。

(6) 時間外勤務の状況について

平成15年12月25日、26日の公用車使用に係る時間外勤務の実績は次のとおりである。

平成15年12月25日	東京事務所運転職員	5時間30分
同	同上	2時間

2 監査対象課の説明

(1) 秘書課の説明

ア 省庁訪問等の必要性について

これまでも県では、政府の新年度予算編成の時期に併せて、訪問先の都合や知事のスケジュールを調整のうえ、知事が各省庁への挨拶や要望活動を行っている。

知事自らが、各省庁に対する挨拶や要望活動を機に情報収集活動や情報交換を行い、これらを県の新年度予算編成の参考としているものであり必要である。

イ 秘書職員の随行について

知事本人と公務日程の調整や確認を行うとともに、知事と県の各機関や団体等との迅速な連絡体制の確保や、知事からの指示や連絡事項の伝達のため秘書課職員もしくは東京事務所職員が常時同行している。また、通常知事本人が連絡を受けることは原則として行っていない。

ウ 12月25日の旅行命令について

知事の国土交通省訪問は12月中旬頃に決まっていたが、こうした事前日程の調整にも拘らず、予め予想しえなかった用務等により追加や変更が生ずることはしばしばであり、知事の出張に係る旅行命令の発議は、旅行日の直前に行う場合が多いのが実状である。

こうしたことから、知事及び知事秘書に係る当該命令の発議は、12月22日に行われている。

知事及び知事秘書は12月25日上京し、国土交通省訪問の後、東京事務所での必要の打合せを行っている。

翌12月26日は、知事は航空関係者とゴルフをし、その後成田空港からカナダに旅行するため休暇を予定しており、また、知事秘書も私用のため出張前に休暇を取っており、12月25日には帰秋しえなかったものである。

このような場合には、県の旅費支給規程上は日帰りの旅行命令とならざるをえず、旅行命令に記載している行程と実際の旅行行程が異なることとなるが、これは「職員等の旅費に関する条例の運用について」により、適正に執行しているものである。

エ 1月7日の支出負担行為及び支出命令について

知事の出張旅費に係る支出負担行為については、出張直前まで変更や追加がしばしば生ずることから、航空機使用の場合には変更が容易な普通運賃でなければ対応できないこと、宿泊場所が予め指定される場合も多く旅費支給規程による宿泊料では対応できない場合もことから、旅行後に支出負担行為を発議する精算払いによる旅費の支給がほとんどである。

オ 12月25日の公用車使用について

知事が上京した際には、知事自身の公務や知事との連絡調整、羽田空港や宿舍までの送迎等に使用するため、東京事務所に公用車を配置している。

本庁においても、知事の登退庁時には、県庁・知事公舎間の送迎はもとより、知事と秘書課職員との日程調整や各種の報告用務、対外的な連絡体制の確保などの必要性があり、また、退庁後も各界要人との懇談等の対外折衝や交際などが予定されている場合が多いことから、公用車を使用しており、通常宿舍まで送迎している。

12月25日は、知事は千葉県成田市内のホテルに宿泊を予定しており、出張中の移動手段として宿舍まで公用車を使用したものである。

カ 12月26日の公用車使用について

知事は、12月26日の午後5時に成田空港からカナダ旅行に出発する予定となっており、知事が出発する前に、本庁からの連絡事項があれば連絡し、知事から留守中の指示があれば伺ってくる目的で、東京事務所総務課長が公用車を使用し、成田空港を往復したものである。

成田空港では、知事及び知事に同行する知人と、留守中における知事との連絡方法の最終確認を行っている。

知事との連絡調整は、危機管理上の観点から、知事の行動が公務であると私的であるとを問わず重要なことであり、たとえ知事の行動が私的なものであったにせよ、職員が知事と連絡調整にあたる業務自体は公務であると考える。

キ 措置請求に対する考え方

以上のように、平成15年12月25日の知事及び知事秘書の東京出張並びに12月25日及び26日の東京事務所の公用車使用は適正なものであったと考えている。

なお、知事の公用車使用に関する明確な使用基準がないことから、今後とも、知事の公用車使用については、その使用目的等を十分確認しながら適正に運行してまいりたい。

(2) 人事課の説明

12月25日の「本省あいさつまわり」の業務を予定どおり行い、その後何日か休暇や休日をはさんだとしても、旅行命令どおり秋田～東京間の往復分の交通費を支給することは、旅費支給の手続き上妥当なものであると判断される。

(3) 東京事務所の説明

ア 平成15年12月25日の公用車運行について

平成15年12月25日、知事は羽田空港着12時25分の全日空874便で上京し、平成16年度予算の政府案決定に係る国土交通省へのあいさつまわりを行い、成田市に、宿泊するという予定を受けており、公用車については羽田空港から霞ヶ関を経て成田市までの運行を命じた。

国土交通省のあいさつまわりを終えた後再び東京事務所に戻り、同日午後、都内で開催された国土開発幹線自動車道建設会議の結果等について、同会議を傍聴した東京事務所長から報告を受けた後、知事コメントを作成し、公用車で夕食会場まで移動、公用車は一旦戻り、その後再び公用車で宿泊予定の成田市のホテルに向かった。

知事の安全を確保しつつ宿泊予定のホテルまで公用車で移動することは、県内における知事公舎からの登退庁と同様のものと考えており、公務の一環であると判断している。

イ 平成15年12月26日の連絡用務について

平成15年12月26日の知事の予定については、同日から私用で外国を訪問すると聞いていたので、当日の知事の行動については公用車の運行をはじめ公的な関与は一切していない。

前日、随行の途中、知事は午後3時頃に成田空港に来るということを知っていたので知事も話し合い、本庁からの連絡事項等があれば報告し、指示事項があれば向うことを目的に、東京事務所総務課長が公用車で成田空港に向かった。途中の混雑を想定し、早めに事務所を出発したが大きな渋滞もなく、午後2時頃には成田空港に到着した。

知事は午後3時を過ぎてから成田空港に来たが、その時点まで本庁等から知事に報告を要する事項は特に入っていなかった。また、知事から不在中の

指示についても特段なかったたので、知事が外国に滞在中の連絡方法を確認し、午後4時頃、知事の成田空港でのチェックインを確認したうえで東京事務所に戻り、この旨秘書課に連絡した。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 知事の省庁訪問について

請求人は「本件省庁訪問が仕事納めの前日であること、また、翌日から私的な旅行などが予定されていることから真に必要であったかどうか重大な疑問がある。」と主張しているが、知事の年末の省庁訪問は毎年実施しており、各省庁に対して要望活動や情報交換を行い、県の新年度予算編成の参考にするもので、特に当時は秋田中央道路開通の要望などのため、国土交通省への訪問が必要であったとの秘書課の説明は理解できるものである。

次に、訪問期日については知事と国土交通省の日程を調整した結果決まったものであると秘書課は説明しており、翌日以降の知事の個人的なスケジュールとの関連で恣意的に決められたとまでは確認できない。

また、請求人は秘書職員の随行の必要性についても触れているが、知事の職務は重要かつ激務であることから、連絡等のため職員が常時同行する必要があるとの秘書課の説明は納得できる。

(2) 公用車の運行について

次に、請求人は「25日の知事の公務は省庁訪問で終了し、26日のゴルフ等は全くの私用であるから、25日の成田まで及び26日の公用車運行は公務とは言い難い」と主張している。秘書課も認めているとおり知事の公用車使用に関する明確な使用基準がなく、特に知事の登退庁に際しては秘書課の裁量に任されているのが実状である。

この点に関して秘書課は、当日知事は成田市内のホテルに宿泊を予定しており、出張中の移動手段、つまり公務の一環として宿舍まで公用車を使用したと説明している。確かに出張中に出張目的地内の宿舍まで送迎することは公務と認められるが、今回成田を宿泊場所に選定した理由は翌日のゴルフのためであると思われる。このことは、宿舍の予約について公務であれば通常秘書課が予約すべきものであるにも拘らず、秘書課は何ら関与せず、知事自ら予約していたと説明していることから推察される。

したがってこの場合、成田が出張目的地内であるとも言いがた、成田までの送迎を公務と主張することには問題があると思われる。

しかし、翌26日の公用車運行は、外国旅行のため国を離れる知事との連絡調

整のため知事も話し合い必要と判断の上運行し、知事が外国に滞在中の連絡方法の確認等を行っており、公務外とまではいえない。

(3) 旅費の支給について

さらに、請求人の「旅費支出関連文書あるいは自動車使用簿への記載が実態と異なっており虚偽記載の疑いがある」との主張については、人事・秘書両課の説明にあるとおり、出張中に休暇を取得している関係上、旅行命令と実際の行程に相違が生じているが、これは、旅行命令を偽って行ったためではなく、条例に基づき経済的かつ合理的な旅費を支給するという実務上の措置としてやむを得ないものである。

従って、請求人の主張するような虚偽の旅行命令が行われた事実はなく、また、事後の支出負担行為の発議も精算払いとして認められているところであり、関係条例に基づき、公務を行うために必要な旅費が支給されており、違法不当な事実はない。

(4) 結論

以上のとおり、知事及び秘書職員の東京出張と、その旅費支給に対する請求人の主張には理由がないと判断する。

しかしながら、平成15年12月25日の夕食会場から成田までの公用車使用は不適正な使用と言わざるを得ない。

よって、これに伴う燃料費、高速道路料金、時間外勤務手当等の返還等所要の措置を講ずること。

以上のとおり勧告するので、その措置状況を平成17年3月14日を期限として回答されたい。

また、旅行命令簿の備考欄に出張中休暇取得する旨の記載がなく、旅費計算書兼精算請求書の摘要欄に記載誤りがあったので、今後十分留意すること。

なお、特に次のとおり付言する。

- 1 知事は公用車の使用にあたっては、可能な限り運転職員の時間外勤務を抑えるなど経費節減を図ること。
- 2 知事の登退庁に際しての公用車使用について、今後、使用基準等について検討し、一層効率的な運用を図り、県民に疑惑を抱かれない適切な使用に努められるよう望む。
- 3 知事の省庁訪問が、海外旅行前日の25日に行われたことは、県民に対し誤解を与えかねないので、今後は、斯かる誤解を招くことのないように望む。

監査結果公告第6号

平成16年12月15日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年

法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年2月14日

秋田県監査委員	安 杖 正 義
秋田県監査委員	菅 原 龍 典
秋田県監査委員	小 玉 和 夫

第1 請求の受理

- 1 請求書收受年月日
平成16年12月15日

2 請求人

秋田市檜山城南新町8番11号	鈴 木 正 和
秋田市仁井田本町二丁目16番6号	高 橋 京 子

3 請求の要旨（原文）

知事他多数の県職員は、平成14年9月以降、県が出資する秋田空港ターミナルビル社長その他職員と飲食やゴルフ等を重ねたうえ、その費用についても同社から接待を受けてきたことが県民から批判を受けている。同社は、高度の公益性を持つ秋田空港ターミナルビルの運営等について独占的に業務を行うものであるから、秋田県が多額の出資をしている「行政補完型」の第3セクターである。例えば、ソウル便等への乗客増をめざす県の各種政策にしても、同社がその恩恵を受ける関係にあるように、同社の事業は県の国際交流政策や交通政策その他と密接な関係を持っている。

知事をはじめとした県職員が、このような関係にある同社社長らと高額かつ2次会を含めた飲食等を頻繁にくり返すことは県行政をさわめて不透明にするものである。しかも、このような酒食宴会やゴルフ等で接待を受けるなどは県民の県政への信頼を裏切るものであり、決して許されない。

しかも、別紙事実証明（別件監査請求書）にあるように、知事は平成15年12月25日の東京出張と、それに続く12月26日の右ターミナルビル社長らとの私的なゴルフに関連し、公用車を私的に使用する等の行為によって、県に損害を与えた疑いがある。

すると、前期右ターミナルビルにかかる各種の酒食宴会、ゴルフ等（以下、酒食宴会等という）に関しても同様の行為が行われたのではないかとこの合理的な疑いがある。

従って、知事及び県職員が関与した別紙事実証明書（さきがけ新聞報道）記載の各酒食宴会等に関連する一切の公金の支出（公用車やタクシーチケットの使用その他）を監査し、違法・不当な支出については賠償を求める勧告を行うよう請

求する。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

ただし、平成15年12月14日以前に支出された燃料費等に関する請求は、法第242条第2項で定める1年の期間を経過してなされたものであり、同項ただし書の「正当な理由」があるとは判断すべき特段の事情も認められないことから、受理しないこととした。

第2 監査委員の除斥

監査委員山田昭郎は、法第199条の2の規定により除斥した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

秋田空港ターミナルビル関係者との飲食、ゴルフ等（以下「飲食等」という。）に係る公用車の使用による燃料費等の支出について、違法又は不当な公金の支出があったかどうか。

2 監査対象課

- 秘書課
- 建設交通政策課
- 港湾空港課
- 秋田空港管理事務所
- 高校教育課
- 秋田警察署
- 監査委員事務局

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成17年1月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかった。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 秋田空港ターミナルビル関係者と知事及び職員等との飲食等の事実について監査の対象とした平成15年12月15日以降の支出に係る飲食等の事実は次のとおりである。

年月日	県側出席者(当時)	場	所	目	的
-----	-----------	---	---	---	---

平成15年11月1日	建設交通政策課長	ゴルフ場	プライベート
		かつぼう	反省会
12月8日	建設交通政策課長	スナック	プライベートの2次会
平成16年1月20日	知事、前秘書課員	かつぼう	プライベート
		クラブ	2次会
1月24日	建設交通政策課長 港湾空港課長	旅館	視察旅行
1月25日	〃	ゴルフ場、ホテル	プライベート
1月26日	建設交通政策課長	ゴルフ場	プライベート
2月18日	知事、秘書課政策監 秘書課員、前秘書課員	ステーキ店 スナック	プライベート 2次会
3月1日	建設交通政策課長	居酒屋 スナック	プライベート 2次会
3月25日	秋田空港管理事務所長 前秋田空港警備派出所長	クラブ	3次会
3月29日	代表監査委員	クラブ スナック	送別会の2次会 プライベート 2次会

(2) 公用車の配置について
 監査対象課の公用車の配置は次のとおりである。

- ア 秘書課(知事公用車)
 ニッサンレジデント 秋田333な3808
 トヨタランドクルーザー 秋田300さ9244
 - イ 建設交通政策課
 トヨタクラウン 秋田333せ6608
 ニッサンセドリック 秋田591ほ9033
 - ウ 秋田空港管理事務所(特殊車除く)
 トヨタクラウン 秋田45ち6328
 トヨタクラウン 秋田58る4476
 - エ 監査委員事務局
 トヨタクラウン 秋田300せ8701
- オ 港湾空港課及び前秘書課員所属の高校教育課は公用車の配置がない。
 前秋田空港警備派出所長所属の秋田警察署については捜査車両等の特殊車
 のみの配置となっている。

(3) 公用車の運行について

公用車の運行にあつたては、「秋田県公用自動車運行管理規程」に基づき、
 運行管理者である課長等が運行を命じている。運行命令は、使用者名、使用年
 月日及び時間、用途、用途地等を記載した「自動車使用簿」により使用承認と
 併せて行うとともに、運行完了後、運転者から走行キロ数、給油数量その他必
 要な事項について報告を受けている。

(4) 飲食日等における公用車の運行状況について
 ア 監査対象課の自動車使用簿によると公用車の運行状況は次のとおりであ
 る。

年 月 日	車両所属課所	使 用 者	用 務	用務地	運行時間	走行距離
15.12.8	建設交通政策課	課長ほか		鷹巣町他	12:00～19:30	200km
		秋田・韓国交流 促進チーム職員		秋田市	11:00～15:00	9km
16.1.20	秘書課	知事ほか		盛岡市	7:30～22:40	318km

1.26	建設交通政策課	秋田・韓国交流 促進チーム職員	打合せ	秋田市	10:30～13:00	13km
		職 員	打合せ	男鹿市他	13:15～17:30	99km
2.18	秘書課	知 事	登退庁	秋田市	7:30～8:40	
3.1	建設交通政策課	秋田・韓国交流 促進チーム職員		秋田空港	15:00～17:15	49km
		建設管理課職員	打合せ	二ツ井町	11:00～17:30	178km
3.25	秋田空港管理 事務所	職 員	職 員	本 庁	9:00～11:30	41km
3.29	監査委員事務局	職 員	職 員	雄和町	9:30～10:00	20km
		監 査 委 員	登退庁	秋田市	8:15～8:50	
		代表監査委員			9:20～10:00	
		監 査 委 員			16:00～16:30	16km

以上、監査対象課が飲食日等に公用車を使用したものは上記7件である。
 イ 上記アの内、監査対象の者が公用車使用したものは次の4件である。

使 用 月 日	使 用 課	使 用 者
平成15年12月8日	建設交通政策課	課長ほか
平成16年1月20日	秘書課	知事ほか
平成16年2月18日	秘書課	知事

平成16年3月29日	監査委員事務局	代表監査委員
------------	---------	--------

ウ 上記イの公用車を含む燃料費の当該月分の支払日及び支払金額は次のとおりである。

監査対象課	公用車使用月	支払月日	支払金額(円)
建設交通政策課	15年12月分	16年1月30日	35,059
秘書課	16年1月分	16年2月27日	77,919
	16年2月分	16年3月31日	59,553
監査委員事務局	16年3月分	16年4月15日	8,788

(5) 知事及び職員の給与及び旅費の支出について

ア 支給される給与及び旅費の支出の根拠

知事については、知事等の給与および旅費に関する条例(昭和31年10月15日秋田県条例第33号)の規定により、給与(給料、期末手当、寒冷地手当)及び旅費が支給されている。

職員については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年4月1日秋田県条例第22号。)及び職員等の旅費に関する条例(昭和28年10月9日秋田県条例第63号。以下「旅費条例」という。)の規定により給与(給料、諸手当)及び旅費が支給されている。

イ 公用車を使用した場合の旅費の支給

(ア) 知事の場合

知事等の給与および旅費に関する条例第12条の規定により、知事に対する旅費の支給方法は職員の給与条例の適用を受ける職員の例によるものとされている。

旅費条例第3条第1項では、「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。」と規定されているが、秋田県旅費支給規則(昭和28年11月9日秋田県規則第63号)第13条第2号では、「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することが適正でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又

は食卓料の全額を支給しないものとする。」と規定されている。したがって、知事が公用車を使用して、日帰りで旅行した場合、旅費は支給されないこととなっている。

よって、知事に対し旅費は支給されていない。

(イ) 職員の場合

職員に対しては、旅費条例及び秋田県旅費支給規則が適用されるので、公用車を使用して、日帰りで旅行した場合、旅費は支給されないこととなっている。

よって、職員に対し旅費は支給されていない。

(6) 時間外勤務の状況について

前記4イの公用車使用に係る時間外勤務の実績は次のとおりである。

平成15年12月8日	建設交通政策課運転職員	2時間
平成16年1月20日	秘書課秘書職員	3時間30分
	秘書課運転職員	5時間55分
平成16年2月18日	秘書課運転職員	1時間25分

(7) その他の支出について

監査対象課の営業車使用チケット受払簿を調査した結果、該当日にタクシーの使用の事実はなかった。

また、食糧費等の関係書類を調査した結果、公金による飲食等の支出はなかった。

2 監査対象課の説明

(1) 秘書課の説明

ア 知事公用車の使用について

知事の職務は重要かつ激務であることから、秘書課に専用車を配し、知事の公務や登退庁の送迎に使用している。

知事の登退庁時には、県庁・知事公舎間の送迎はもとより、知事と秘書課職員との日程調整や各種の報告用務、対外的な連絡体制の確保などの必要性があり、また、退庁後も各界要人との懇談等の対外折衝や交際などが予定されている場合が多いことから、公用車を使用している。

イ 平成16年1月20日及び2月18日の公用車使用について

1月20日(割烹)は、知事は盛岡市での公務があったため公用車を使用して盛岡市を往復し、その後秋田市内の懇談会場まで公用車を使用している。知事は午後10時頃懇談会場に到着したが、公用車はその後直ちに帰庁している。前秘書課員はタクシーを使用している。

同日(クラブ)は、懇談会の2次会であり、知事及び前秘書課員はタクシー

で移動している。
 2月18日(スナーク店)は、知事が退庁する際に、秘書課政策監及び秘書課員の2人を含め、懇談会場まで公用車を使用している。

公用車は、懇談会場に到着後、直ちに帰庁している。
 前秘書課員は徒歩により懇談会場まで移動している。
 同日(スナーク)は、懇談会の2次会であり、知事以下4名はタクシーで会場に移動している。

ウ 措置請求に対する考え方
 平成16年1月20日及び2月18日の懇談においては、懇談会場までの送りのみに公用車を使用しているが、これは登退庁の一環として適正なものであると考えている。

なお、知事の公用車使用に関する明確な使用基準がないことから、今後とも、知事の公用車使用については、その使用目的等を十分確認しながら適正に運行してまいりたい。

(2) 建設交通政策課の説明
 ア 平成15年12月8日の公用車使用について

当日、課長は課員とともに秋田内陸線沿線地域交通懇談会設立準備のため、12時に県庁を出発し、阿仁、鷹巣の両町長を公用車で訪問している。併せて阿仁町から鷹巣町に向かう途中、公務のため大館能代空港と北秋田地域振興局に立ち寄っている。

帰りは、午後5時30分頃鷹巣町から県庁に向け出発し、午後7時30分頃に到着した。
 県庁到着後、課長は懇談に向いているが、その際公用車を使用した事実はない。

- イ 措置請求に対する考え方
 措置請求のあった公費の支出については、その事実はなかったものの、今後、関係機関との意見交換等の際には、平成16年12月27日付けで副知事から発出された依命通知「職員の倫理保持に向けた取組について」に記載の「職員の倫理保持に関する指針」に基づき、県民からいささかの誤解も受けるとのならないよう、綱紀の保持に努め、厳格に運用するとともに、県政に対する信頼回復を図ってまいりたい。
- (3) 港湾空港課及び秋田空港管理事務所の説明
 上記イと同様
- (4) 高校教育課の説明
 ア 前秘書課員について

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで秋田県事務吏員主事として秘書課勤務。また、平成15年4月1日から教育委員会事務局職員として高校教育課指導主事補、併せて秋田県事務吏員主事として秘書課に勤務していた。
 平成15年9月30日に併任が解かれ、平成15年10月1日から平成16年3月31日まで高校教育課指導主事補として勤務していた。従って平成16年1月20日及び2月18日は当該所属の職員である。

イ 公用車使用について
 当該に配置の公用車はなく、平成16年1月20日及び2月18日の公用車運行命令の事実はない。

(5) 秋田警察署の説明
 請求に係る公用車使用及び公金の支出はない。

(6) 監査委員事務局の説明
 ア 公用車使用について
 監査委員は、法第180条の5第1項の規定に基づき、県の執行機関の一つとして設置されているもので特別職である。

特別職である常勤の監査委員の登退庁時には、当事務局配置の公用車による送迎を行っているほか、監査の実施に伴う出張についても公用車を使用している。

なお、平成16年3月29日の公用車使用は常勤監査委員に対する通常の登退庁使用であり、代表監査委員は退庁時に使用していない。

イ 請求に対する考え方
 請求に係る公用車使用及び公金の支出はないが、今後は、監査に携わる者として職責に疑念をもちたれることのないよう努めてまいりたい。

- 3 監査委員の判断
 以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のとおり判断する。
- (1) 公用車の使用について
 請求に係る監査対象課の飲食日等における公用車の使用状況は、前記第4の1項4アのとおり平成15年12月8日ほか6日分となっている。
 そのうち、飲食等に参加した知事及び職員等が当日公用車を使用したものは、上記同イのとおり平成15年12月8日ほか3日分となっているので、この4日分について使用実態を個別に検討する。
- まず、平成15年12月8日の建設交通政策課の使用は、課長が秋田内陸線沿線地域交通懇談会設立準備のため鷹巣町ほかを訪問したものであり、用務終了後午後5時30分頃、鷹巣町を出発し午後7時30分に帰庁したものである。

その後、懇談に向かいしているが、公用車使用はないとする建設交通政策課の説明は、時間的あるいは走行距離的にも自動車使用簿と符合することから妥当なものである。

次に、平成16年1月20日の運行について秘書課は、知事が盛岡市での公務に出席後、秋田市内の懇談会場まで使用した。また、2月18日の運行については、知事が退行する際の懇談会場までの使用であると説明している。検討すると、いずれも通常の登退行の一環と考えられ、違法不当な使用とまではいえない。

次に、3月29日の監査委員事務局については前記第4の1の4アにあるとおり退行時における代表監査委員の使用はなかった。

- (2) その他公金の支出について
営業車使用チケット受私簿等関係書類を調査した結果、タクシーの使用及び公金による飲食費等の支出はなかった。

- (3) 結論
以上のことから、本請求には理由がないものと判断する。

監査結果公告第7号

平成17年1月13日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年2月14日

秋田県監査委員	安杖正義
秋田県監査委員	菅原龍典
秋田県監査委員	山田昭郎
秋田県監査委員	小和夫

第1 請求の受理

- 1 請求書收受年月日
平成17年1月13日

2 請求人

秋田市檜山城南新町8番11号 鈴木正和
秋田市仁井田本町二丁目16番6号 高橋京子

3 請求の要旨（原文）

(1) 知事は、平成15年12月26日、千葉県の富里G.Cで秋田ターミナルビルに費用負担で同社社長らとゴルフを行い、その後私用で外国へ出発した。右ゴルフに関連して公用車が使用されたこと等に関して、請求人らは先に別件の住民監査

請求を行ったところである。ところが、その後の調査で次の事実が明らかになった。

すなわち、16年1月2日、県東京事務所は知事の「送迎」用務として知事らに乗せ、公用車を成田及び羽田に運行（181km走行）した。

知事の海外旅行はカナダでスキーを楽しむものであったと説明されている。そうであれば、そのゴルフのための「送」とともにスキーのための「迎」も公務である筈はない。

- (2) 右知事の帰国を迎えるために秘書課長が東京に出張し、同公用車に同乗した。知事が私用の休暇中といえども秘書課長らが知事と連絡をとる必要がある場合もあるから、そのような場合の職員の出張等は公務性があるといえる。しかし、本件知事の海外旅行は年末・年始中であることに加え、情報伝達手段の発達している今日において、知事の秋田帰着を待たずに成田空港まで出向くほどの緊急性があったとは到底思われないこと（知事の秋田帰着は同日の数時間後である）からすれば、本件秘書課長の出張も職務の遂行上の直接的必要性があったとはいえない。

- (3) 秋田県は、本件に関し、東京～成田～羽田～東京間、及び県庁～秋田空港往復等の公用車の運行に伴う燃料代・高速道路料金及び運転手の休日出動手当等を支出し、秘書課長の成田出張旅費等を支出した。

しかし、前述のように、本件各支出は知事の私的な海外旅行からの帰国に際して公私を混同して違法に支出されたものと思われるので、本件住民監査請求を行うものである。

よって、本件各支出について監査し、違法・不当な支出について賠償を求め、勧告をおこなうよう請求する。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

ただし、平成16年1月12日以前に支出された高速道路料金等に関する請求は、法第242条第2項で定める1年の期間を経過してなされたものであり、同項ただし書きの「正当な理由」があると判断すべき特段の事情も認められないことから、受理しないこととした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成16年1月2日における知事帰国の公用車使用、秘書課長の成田出張旅費等に関し、違法又は不当な公金の支出があったかどうか。

2 監査対象課

秘書課
東京事務所

3 請求人の証拠の提出及び陳述
法第242条第6項の規定により、平成17年1月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、同日請求人から新たな証拠の提出があり、陳述を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 知事の帰国と秘書課長の出張について

知事は、平成16年1月2日午後3時過ぎに帰国することとなり、秘書課長は、1月2日秋田空港発10時のJAS262便で上京し、羽田空港からリムジンバスで成田空港に移動し、その後知事と合流し、知事とともに羽田空港発18時5分のJAS267便で帰秋している。

成田空港から羽田空港までの間及び秋田空港から知事公舎までの間、それぞれ公用車を使用している。

(2) 職員の給与及び旅費の支出について

ア 支給される給与と旅費の支出の根拠

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年4月1日秋田県条例第22号。）及び職員等の旅費に関する条例（昭和28年10月9日秋田県条例第63号。以下「旅費条例」という。）の規定により給与（給料、諸手当）及び旅費が支給されている。

イ 公用車を使用した場合の旅費の支給

旅費条例第3条第1項では、「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する」と規定されているが、秋田県旅費支給規則（昭和28年11月9日秋田県規則第63号）第13条第2号では、「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することが適正でない場合には、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料の全額を支給しないものとする。」と規定されている。したがって、職員が公用車を使用して、日帰りで旅行した場合、旅費は支給されないこととなっている。

よって、職員に対し公用車使用に係る部分の旅費は支給されていない。

ウ 旅行命令について

秘書課長の旅行命令については、平成15年12月26日に行われている。

エ 支出負担行為について

秘書課長の支出負担行為については、出張後の平成16年1月5日に発議・

決裁している。

オ 旅費の支給額について

秘書課長には成田往復日帰り分として44,090円が平成16年1月14日に支給されている。

カ 復命について

復命管理簿への記載により復命している。

(3) 秘書課配置の公用車について

ア 公用車の運行について

公用車の運行は、「公用自動車運行管理規程」に基づき、運行管理者である秘書課長が運行を命じている。運行命令は、使用者名、使用年月日及び時間、用務、用務地等を記載した「自動車使用簿」により使用承認と合わせて行うとともに、運行完了後、運転者から走行キロ数、給油数量その他必要な事項について「自動車使用簿」により報告を受けている。

なお、秘書課には知事公用車として次の2台が配置されている。

ニッサンレジデント

トヨタランドクルーザー

イ 運行状況について

平成16年1月2日の公用車の運行状況は、知事と秘書課長の秋田空港から知事公舎までの移動のため使用されている。

ウ 使用車両及び走行距離について

平成16年1月2日に使用された公用車は、秋田300さ9244で、走行距離は秋田空港往復で53kmとなっている。

エ 燃料費等の支払について

上記公用車を含む秘書課における平成16年1月分の燃料費は77,919円となっており、平成16年2月27日に支払われている。

(4) 東京事務所配置の公用車について

ア 運行状況について

平成16年1月2日の公用車の運行状況は、知事と秘書課長の成田空港から羽田空港までの移動のため使用されている。

イ 使用車両及び走行距離について

平成16年1月2日に使用された公用車は、品川300む3930で、走行距離は成田空港、羽田空港経由で181kmとなっている。

エ 燃料費等の支払について

上記公用車を含む東京事務所における平成16年1月分の燃料費は17,863円となっており、平成16年2月23日に支払われている。

(5) 運転職員の休日勤務の状況について

1月2日の運転職員の休日勤務の実績は次のとおりである。

東京事務所運転職員	4時間30分
秘書課運転職員	3時間30分

2 監査対象課の説明

(1) 秘書課の説明

ア 秘書課長の成田出張の必要性について

職員に対する年頭の知事あいさつの練り上げは正月2日を中心に秘書課長等が知事公舎に向向いて行っており、何をどう織り込むのか、その内容をどうするのか、その構成や内容等についての詰めを綿密に打ち合わせしている。しかしながら、帰国後の翌日3日及び4日には公務日程が入っており、また、公務以外にも私的な用務が入っていた。さらには、1月2日当日の帰宅が午後8時頃と遅い時間であったことから、例年のように知事公舎での知事との打ち合わせは困難と考え、知事も相談のうえ上京したものである。

知事との打ち合わせは、成田空港から知事公舎に戻るまで、公用車や航空機での移動中を含め、4時間以上にわたって断続的に行っている。

また、知事不在中の報告を早急に行う必要があるため、年末年始の事件、事故を中心に報告を行っている。特に、平成15年12月28日に上小阿仁村で発生した地滑り事故に関連して集落が孤立している状況を説明した。

イ 公用車の使用について

知事の職務は重要かつ勤務であることから、秘書課に専用車を配置し知事の公務や登退庁時の送迎に使用するとともに、知事が上京した際には、公用車を配置し知事の公務や空港及び宿舎までの送迎に使用している。

また、秘書課職員もしくは東京事務所職員が常時同行し、知事本人と公務日程の調整や確認を行うとともに、各種の報告用務や対外的な連絡体制の確保、知事からの指示や連絡事項の伝達等に当たっている。

知事は、平成16年1月2日私的な海外旅行から帰国し成田空港に到着したが、秘書課長が知事に対して早急に報告や打ち合わせをする公務上の必要性があり、そのためには公用車を利用し、その車中で行ったほうがより合理的であったことから公用車を使用したものである。

成田空港から羽田空港までの間の公用車使用については、秘書課から東京事務所に対して運行の依頼を行ったものであり、また、秋田空港から知事公舎までの間の公用車については秘書課長が運行を命じたものである。

ウ 措置請求に対する考え方

以上のように、平成16年1月2日の秘書課長の成田出張は公務上の必要性

から行われた公務そのものであり、また、これに関連して公用車を使用したことについても同様であり、これらは全て適正なものであると考えている。

なお、知事の公用車使用に関する明確な使用基準がないことから、今後とも、知事の公用車使用については、その使用目的等を十分確認しながら適正に運行してまいりたい。

(2) 東京事務所の説明

公用車の使用について

平成16年1月2日については、知事は午後3時過ぎに成田空港に到着する予定で、秘書課長が成田空港で知事と合流し、知事が不在中の県内状況の報告と翌1月3日からの知事の用務の打ち合わせなど、公務で出張するとの連絡を受けていた。

このため、秋田に帰るまでの移動の時間を効率的に使えることから、秘書課と協議のうえ、成田空港から羽田空港までの移動中に、公用車内で報告・打ち合わせすることは合理的であると判断し、公用車の運行を命じたものである。

3 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 秘書課長の成田出張の必要性について

請求人が「知事が私用の休暇中といえども秘書課長らが知事と連絡をとる必要がある場合の出張等は公務性がある。」と述べているとおり、必要性があれば休暇を終え帰国した知事に事態を報告するため、職員が成田空港まで出張することは当然有りうる。

しかし、請求人は「情報伝達手段の発達している今日、知事の秋田帰着を待たずに成田空港まで出向くほどの緊急性があったとは到底思われない。」から必要性があったかどうか疑問であると主張している。

これに対し秘書課は、「例年知事あいさつの調整は正月2日を中心に知事公舎で行っていたが、帰国後の翌日3日及び4日は公務が入っており、また、公務以外にも私的な用務があった。さらには、2日当日の帰宅が午後8時頃と遅い時間であったことから、例年のような打合せは困難と考え、知事の上京前に秘書課長の成田出張について、知事も相談の上決めたものである。また、年末年始の事件、事故を中心に、知事不在中の報告を早急に行う必要があった。」と説明している。

確かに、知事が年末年始を利用して外国を旅行し不在であったことや、帰国後の知事の日程が立て込んでいることから、帰国時の移動中に打合せや報告を

行ったことは特に不自然でない。

(2) 公用車の使用について

次に、請求人は公用車の使用についても疑問を呈しているが、秘書課は「秘書課長が知事に対して早急に報告や打ち合わせをする必要性があり、公用車や航空機での移動中も含め、4時間以上にわたって、時には図面や写真も使用した。そのためには公用車を使用し、その車中で行ったほうがより合理的であった。」と説明しており、報告に正確を期し、緊急性から時間を効率的に使いたいとする秘書課の判断は理解でき、そのため公用車を使用する利便性も考慮に入れると、不当な使用とまではいえない。

(3) 結論

以上のことから、本請求には理由がないものと判断する。

なお、特に次のとおり付言する。

知事の海外旅行の帰国時に職員が成田まで出張することは、経済的合理性からして好ましいとはいえず、今後は慎重に対応されることを望む。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六〇〇
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社